

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合電算システムの管理運営及び個人情報の保護に関する条例

昭和 60 年 1 月 30 日
条 例 第 1 号

改正	平成 12 年 3 月 30 日	条例第 3 号		平成 18 年 1 月 25 日	条例第 1 号
	平成 12 年 8 月 10 日	条例第 1 号		平成 24 年 3 月 30 日	条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の電算システムの共同利用について、適正な管理運営及び個人情報の保護に必要な事項を定め、福井坂井地区広域市町村圏事務組合同約（昭和 45 年福井県指令地第 371 号）第 2 条に規定する市町（福井市を除く。以下「関係市町」という。）の住民の基本的な人権を擁護するとともに、事務の効率化を推進し、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電算システム 与えられた処理手順に従い記録、判断、演算、印刷その他の事務を電子的機器を用いて自動的に処理する仕組みをいう。
- (2) 個人情報 個人又は法人若しくはその他団体（以下「個人等」という。）に関する情報で、個人等を識別することができるものをいう。

(管理者等の責務)

第 3 条 管理者は、電算システムの運用に当たっては住民の基本的な人権を尊重し、個人情報を保護するため、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 電算システムによって個人情報を処理する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(処理事務の範囲)

第 4 条 電算システムによって処理する事務の範囲は、関係市町の機関、関係市町で組織する地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 2 第 1 項の協議会、法第 252 条の 7 第 1 項に規定する共同して置く機関及び法第 284 条第 1 項の組合（以下「関係市町機関等」という。）が所掌する事務とする。

2 前項の規定で関係市町機関等が電算システムの共同利用の開始又は廃止を行うときは、関係市町の承認を必要とするものとし、その他必要な事項については管理者が別に定める。

(個人情報の処理制限)

第 5 条 次の各号に掲げる事項は、個人情報として電算システムによって処理してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び不当な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、住民の基本的な人権が侵害されるおそれがあると認められる事項
2 電算システムによって処理する個人情報は、前条に規定する事務を執行するために必要最小限のものでなければならない。

(情報の正確性の確保)

第6条 管理者は、電算システムの共同利用に係る情報を、常に正確に維持管理しなければならない。

(情報の事故防止)

第7条 管理者は、電算システムの共同利用に係る情報について、漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(電算システムの管理)

第8条 管理者は、電算システムに関する設備等について災害、部外者の侵入、盗難、破壊等を未然に防ぐよう努めなければならない。

(電子的機器の結合の制限)

第9条 管理者は、事務の執行上必要と認められ、かつ、通信回線に対する機密保護措置が講じられている場合を除き、電算システムに用いる電子的機器を通信回線により外部と結合してはならない。

(情報の提供又は交換制限)

第10条 管理者は、電算システムの共同利用に係る情報を、法令に特別の定めのある場合又は当該情報を所管する関係市町長が認めた場合を除き、当該関係市町以外に提供又は交換してはならない。

2 管理者は、前項の規定により個人情報を提供する場合は、当該個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(事務の委託)

第11条 管理者は、電算システムの共同利用に係る事務処理を他に委託する場合は、情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(審議会の設置)

第12条 電算システムの適正な管理運営及び個人情報の保護に関する事項を調査審議するため、福井坂井地区広域市町村圏事務組合電算システム管理運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第13条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 個人情報の記録項目に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関すること。
- (3) 電算システムの共同利用に係る事務処理の委託に関すること。
- (4) その他電算システムの共同利用に係る重要事項

(審議会の組織)

第14条 審議会は、次の各号に定める者のうちから管理者が委嘱又は任命する委員5人以内をもって組織する。

- (1) 組合議会議員
- (2) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に際し、現に電子計算組織を利用して処理している事務については、この条例の規定により処理されたものとみなす。

附 則（平成12年3月30日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月25日条例第1号）

この条例は、平成18年2月13日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。